

桶川市立中学校いじめに関する調査報告書

令和 3 年 6 月

桶川市いじめ調査委員会

目 次

第 1 当委員会の開催

1 第三者委員会の開催に至る経緯

2 本報告書の記載について

第 2 当委員会の基本方針

1 調査の目的

2 調査を行った関係者

3 調査の方法

第 3 当委員会の活動

第 4 いじめ防止対策推進法第 2 条 1 項に定義するところの「いじめ」の該当性について

1 生徒 A が主張するいじめの概要について

2 当委員会の判断指針について

3 証拠の標目

4 証言の信用性について

5 認定事実

6 認定困難事実

7 「いじめ」該当性について

第5 生徒Aの不登校に関する考察

- 1 はじめに
- 2 部活内における飛躍的な人間関係の複雑さについて
- 3 生徒Aの抱えた辛さについて
- 4 ストレスへの対処と支えについて
- 5 不調の訴えや不登校の背景にあるもの
- 6 いじめ被害の訴えについて
- 7 今後に向けて

第6 当委員会からの提言

- 1 「いじめ」の定義の共通理解の徹底
- 2 きめ細かな生徒理解に基づく組織的体制の構築
- 3 いじめ防止基本方針の実効的な策定と活用
- 4 「学習支援室」の運用に関して

調査委員会名簿

第1 当委員会の開催

1 第三者委員会の開催に至る経緯

- ・ 8月 4日 桶川市立の中学校（以下当該中学校とする。）は、いじめの被害を受けたとされる女子生徒（以下生徒Aとする。）の保護者から学校へ電話連絡を受け、生徒Aが1年生時のトラブルがきっかけで教室に通うことができないという主訴を確認。
- ・ 8月 4日 両親と本人が来校し、学年主任と面談し、主訴を確認。
- ・ 8月25日 当該中学校校長が保護者からの主訴を桶川市教育委員会へ報告。
- ・ 9月 7日 生徒A保護者が桶川市教育委員会へ来庁し、桶川市教育委員会学校支援課主幹が保護者からの主訴を確認。
- ・ 9月17日 当該中学校が桶川市教育委員会へ児童生徒事故報告を提出。
- ・ 9月17日 桶川市教育委員会が桶川市長へ児童生徒事故報告を提出。
- ・ 9月17日 桶川市いじめ調査委員会を設置。

2 本報告書の記載について

本事案におけるいじめの被害を受けたとされる生徒本人は、前述のとおり「生徒A」とする。生徒Aの友人で同じ部活（以下当該部とする。）に属していた生徒を「生徒B」とする。また、生徒Aに対していじめの行為をしたとされる当該部に属していた生徒2名を「生徒C」「生徒D」とする。

本事案の発生した桶川市内の公立中学校は、「当該中学校」とする。当該中学校に勤務する教員等については、「教職員①」、「教職員②」…とする。

第2 当委員会の基本方針

1 調査の目的

当委員会の調査は、民事・刑事上の責任追求やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校職員及び関係生徒が事実に向き合うことで、生徒Aに対するいじめがあったのか否か等の当時の状況を調査することを目的とするものである。

2 調査を行った関係者

- ・生徒A
- ・生徒Aの友人である生徒B
- ・いじめをしたとされる生徒C
- ・いじめをしたとされる生徒D
- ・当該部内の出来事について客観的に見ていた生徒2名
(当該部部員E、当該部部員F)
- ・生徒C、生徒Dと当該部で行動をともにしていた生徒2名
(当該部部員G、当該部部員H)
- ・生徒C、生徒Dと親しくしていた生徒1名(生徒C・Dの友人I)
- ・教職員① 1年生時の担任
- ・教職員② 2年生時の担任
- ・教職員③ 3年生時の担任
- ・教職員④ 1年生時の学年主任
- ・教職員⑤ 2年生時の学年主任
- ・教職員⑥ 3年生時の学年主任
- ・教職員⑦ 1年生、2年生、3年生で同学年別学級を受けもった教員
- ・教職員⑧ 1年生時の当該部顧問
- ・教職員⑨ 1年生時の当該部副顧問
- ・教職員⑩ 1年生時の養護教諭
- ・教職員⑪ 1年生、2年生時の相談員

3 調査の方法

- ・聞き取り
- ・関係書類(保健日誌等)
- ・生徒Aが記載した文書等
(学習支援室利用にかかる提出文書、聴取時に持参したメモ、聴取時に持参した絵本)

第3 当委員会の活動

	日時	場所	内容
第1回桶川市いじめ調査委員会	令和2年 11月18日	桶川市役所	事務局が行った関係教職員に対しての聴取について、調査委員に報告した。教職員が聞き取った関係生徒の聴取内容について、協議を行った。
生徒Aへの聴取	令和2年 12月15日	桶川市役所	調査委員が生徒Aから聴取を行った。

第2回桶川市いじめ調査委員会	令和2年 12月24日	桶川市役所	本事案のいじめの実態について協議を行った。
第3回桶川市いじめ調査委員会	令和3年 1月29日	桶川市役所	本事案のいじめの実態について協議を行った。
教職員への聴取	令和3年 2月4日	桶川市役所	調査委員が教職員（2名）から聴取を行った。
教職員への聴取	令和3年 2月9日	桶川市役所	調査委員が教職員（1名）から聴取を行った。
生徒Bへの聴取	令和3年 2月12日	当該中学校	調査委員が生徒Bから聴取を行った。
第4回桶川市いじめ調査委員会	令和3年 2月19日	桶川市役所	本事案のいじめの実態について協議を行った。
第5回桶川市いじめ調査委員会	令和3年 2月26日	桶川市役所	本事案のいじめの実態について協議を行った。
生徒C、生徒Dへの聴取	令和3年 3月4日	当該中学校	調査委員が生徒C、生徒Dから聴取を行った。
第6回桶川市いじめ調査委員会	令和3年 3月5日	桶川市役所	本事案のいじめの実態について協議を行った。
第7回桶川市いじめ調査委員会	令和3年 3月19日	桶川市役所	本事案のいじめの実態について協議を行った。
生徒C、Dと当該部で行動をともにしていた当該部部員G、当該部部員Hへの聴取	令和3年 3月25日	当該中学校	調査委員が生徒C、生徒Dと当該部で行動をともにしていた当該部部員G、当該部部員Hから聴取を行った。
生徒C、Dと親しくしていた友人Iへの聴取	令和3年 3月26日	桶川市役所	調査委員が生徒C、生徒Dと親しくしていた友人Iから聴取を行った。
第8回桶川市いじめ調査委員会	令和3年 4月22日	桶川市役所	本事案のいじめの実態について協議を行った。

第4 いじめ防止対策推進法第2条1項に定義するところの「いじめ」該当性について

1 生徒Aが主張するいじめの概要について

生徒Aが、令和2年8月4日両親と共に来校した際の訴え、及び令和2年12月15日生徒A本人の聞き取り調査において主張するいじめの概要は、以下のとおりである。

- (1) 平成30年5月頃、当該部活動中、生徒C、生徒Dから悪口等の暴言をいわれた。
- (2) 5月14日から25日ごろまでの間、部活動中、生徒C、生徒Dから、生徒Bの悪口を聞かされた。
- (3) 大会の日（6月21日から同月23日までの間のいずれか）、駅のホームで、生徒C、生徒Dに対し挨拶をしたが、同人らから無視された。
- (4) 部活の筋トレ中、一人でいた緘黙の友人に話しかけたら、生徒C、生徒Dが先輩に言いつけて、先輩から「しゃべるな、遊ぶな」と、事実確認することもなく怒られた。
- (5) 部活で使用する道具を受け取ろうとしたら、目の前に叩きつけられるように落とされ、早くしてと、言われた。
- (6) 部活の集合時間を伝えられず遅れたことがあった。

2 当委員会の判断指針について

- (1) 上記生徒Aの主張について、①上記生徒Aが主張する各行為が存在したか否か、②各行為が存在する場合、これが「いじめ」に該当するかにつき検討するが、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に関連し、当委員会での判断指針を示す。
- (2) 「いじめ」とは、「児童などに対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インター部活で使用する道具を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（法第2条1項）。

このため、「いじめ」の認定にあつては、一定の行為が存在することを前提に、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」であるか否かを認定する必要がある。

そして、「心身の苦痛を感じているもの」であるか否かの認定にあつては、被害児童等の主観に基づき判断されるが、被害児童等の主観的要素のみならず当該被害児童等をめぐる客観的要素、具体的には本人の様子や周囲の様子といったものの総合判断、主観と客観の総合判断でなされるべきであることが国会審議でも明らかになっている（第183回国会平成25年6月20日参議院文部科学委員会参照）。

また、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることはもとより（いじめ防止対策推進法案に対する衆議院、参議院の附帯決議）、「被害児童等の尊厳を保持するため」（法第1条）という法の趣旨に照らし判断を行うことはいうまでもない。

- (3) 以上の判断指針に基づき、当委員会では、法第2条1項で定義されるところの「いじめ」が存在したか否か検討した。

3 証拠の標目

当委員会が、法第2条1項で定義されるところの「いじめ」が存在したか否か判断した際に検討をした証拠は以下のとおりである。

- (1) 生徒A証言：令和2年12月15日聴取
- (2) 生徒B証言：令和2年8月27日、令和3年2月12日聴取
- (3) 生徒C証言：令和2年8月20日、同月26日、令和3年3月4日聴取
- (4) 生徒D証言：令和2年8月20日、同月26日、令和3年3月4日聴取
- (5) 当該部部員E証言：令和2年9月3日聴取
- (6) 当該部部員F証言：令和2年9月3日聴取
- (7) 当該部部員G証言：令和3年3月25日聴取
- (8) 当該部部員H証言：令和3年3月25日聴取
- (9) 生徒C・Dの友人I証言：令和3年3月26日聴取
- (10) 教職員①証言：生徒A1年時担任

令和2年10月27日、令和3年2月4日聴取

- (11) 教職員②証言：生徒A 2年時担任 令和2年11月4日聴取
- (12) 教職員③証言：生徒A 3年時担任 令和2年11月4日聴取
- (13) 教職員④証言：生徒A 1年時学年主任 令和2年11月6日聴取
- (14) 教職員⑤証言：生徒A 2年時学年主任 令和2年11月6日聴取
- (15) 教職員⑥証言：生徒A 3年時学年主任 令和2年10月29日聴取
- (16) 教職員⑦証言：生徒C、生徒D 1年時、生徒C 2年時、生徒D 3年時担任
令和2年11月5日聴取
- (17) 教職員⑧証言：当該部顧問 令和2年11月9日、令和3年2月9日聴取
- (18) 教職員⑨証言：当該部副顧問 令和2年11月5日聴取
- (19) 教職員⑩証言：生徒A 1年時養護教諭
令和2年11月10日、令和3年2月4日聴取
- (20) 教職員⑪証言：相談員 令和2年11月17日聴取
- (21) 令和2年8月4日生徒A来校時の本人持参書面
- (22) 保健室記録
- (23) 学習支援室利用時の教職員②とのやり取りを記載した書面

4 証言の信用性について

(1) 中心的立場にある4名の生徒らの証言の信用性について

ア 本件では、本件の当事者としての立場にあると考えられる4名の生徒の証言、とりわけ生徒B証言を中心に事実認定などの判断を行っている。

そこで、まず、生徒C証言、生徒D証言、生徒B証言、生徒A証言の信用性につき、検討する。

イ まず、生徒C証言、生徒D証言は、本件では生徒Aが被害を訴える当事者生徒であり、いわば加害者側に属すると考えられる者らではあるが、自己の行為につき具体的に発言するとともに、自己の非を認める発言をするなど、殊更、自己の行為のみを正当化する発言に終始していない。

また、生徒C、生徒D各証言は具体的な内容を含み、対立当事者側に位置すると考えられる生徒Bの証言とも整合し、生徒Bを含めた3名が同一の内容の証言をするなど、各証言の内容の正確性が相互に補完されている。

更に、生徒C、生徒Dに対する聴取は、生徒A代理人弁護士が代理人に

なる以前少なくとも令和2年9月16日付け要望書が出される前に聴取された証言が存在し、これら証言は、自己の証言がいかなる効果をもたらすかなどを具体的に認識、予測しなされた証言ではなく、自己の行為を正当化するため、あるいは、防御するためになされた証言とはいえない。

以上の点より、生徒C、生徒Dの各証言には信用性が認められる。

ウ 次に生徒B証言につき検討すると、生徒Bは、生徒Aと幼稚園生のことからの知り合いである一方で、生徒C、生徒Dと対立するグループないし当事者であることから、生徒Aを擁護する立場にあるとも考えられるが、生徒Aが主張する事実についても、自ら経験していない事項や知らない事項については知らないと述べるなど、殊更に生徒Aを擁護する発言に終始していない。

また、生徒Bに対しては2度の聴取が行われたが、相互に矛盾はなく、証言内容も具体的である。

以上の点より、生徒B証言には信用性が認められる。

エ 更に、生徒A証言の信用性につき検討する。

生徒A証言は、重要と思われる事実について具体性に欠ける証言も存在するが、同人の代理人である弁護士同席のもとに証言をしており、自己の意見を言いやすい雰囲気の中で行われている。

また、自己の記憶にないことは、記憶にない旨発言するなど、殊更に他者に対する不利益な発言をしてない。

よって、生徒A証言についても信用性を認めることができる。

オ 以上より、生徒A、生徒B、生徒C、生徒Dの各証言に相応の信用性を認めることができ、各証言をもとに、上記各事実の認定をすることができる。

4人の証言が一致しない点は多々存在するが、この場合、当事者としての立場にある生徒A、生徒C、生徒Dの証言よりは、生徒Bの証言を中心に事実認定を行った。

(2) 5名の生徒らの証言の信用性について

5名の生徒は、本件で生徒Aが主張するいじめの主体ではなく、いわば第三者的立場にある者であることから、殊更、記憶と異なる事項を証言す

る合理的理由がない。

また、令和3年3月25、26日に行われた3名の生徒に対する聴取は、卒業後に行われた聴取であることから、在学中の生徒という立場で友人関係に配慮しなければいけないなどの事情がなく、自己の記憶のままに証言できる状況にあった。

更に、5名の生徒の証言内容は具体的で、特段矛盾する点もなく、記憶にないことは記憶にない旨証言している。

このため、5名の生徒の証言についても信用性が認められる。

(3) 各教諭らの証言の信用性について

以下、各教諭の証言の信用性につき検討するが、各教諭の証言は具体的であり、相互に矛盾もなく基本的には信用性が認められる。

しかし、複数の証言と一致しない教諭の証言が存在する場合には、その証言は信用性を欠くものとして、事実認定の根拠とはしなかった。

(4) その他、保健室記録は教職員⑩が職務上作成した記録であり、生徒A、生徒Bの証言と整合し、また、学習支援室利用時の教職員②とのやり取りを記載した書面は生徒A本人作成の書面であることから、いずれも信用性が認められると判断した。

(5) 以上より、上記の証拠の標目記載の証拠により、事実認定等の判断を行った。

5 認定事実

本件では、以下の各事実を認定することができる（括弧内は認定の根拠となる証拠の記載）。

(1) 生徒A、生徒B、生徒C、生徒Dの4名は、同校の同学年であり、1年時は生徒Aが2階に教室がある3組、生徒Bが4組、生徒Cと生徒Dは1階に教室がある2組であり、いずれも当該部に所属していた。

生徒Aの1年時欠席39日、遅刻14日、早退68日、2年時欠席7日、遅刻16日、早退130日、3年時（2学期まで）欠席7日、遅刻9日、早退82日である。

(2) 生徒Bは、生徒Aと幼稚園の時から知り合いであり仲が良く、登下校

も一緒であったが、生徒C及び生徒Dとは小学生の時からあまり仲は良くなかった（生徒B証言、同旨教職員①証言）。

生徒Aと生徒Dは小学校の頃は一緒に遊んだりしており、この頃は、仲が悪いという事はなかった（生徒D証言、同旨生徒B証言）。

生徒Aは、生徒Bと一緒に登校するが、生徒Bの機嫌次第では一緒に登校しないこともあった（教職員⑤証言）。

生徒Aには、入学してから仲良くなった人はおらず、1年時のクラスで小学校から仲が良かった人はいなかった（生徒A証言）。

当該部部員Hは1年時、生徒Aと同じクラスで同じ班であったこともあり、当初は、話をしていた（当該部部員H証言）。

生徒Cと生徒Dは1年時から仲が良かった（当該部部員G証言）。

- (3) 生徒Aは、周囲を観察して行動し、落ち着いて見える一方で、喜怒哀楽等を含めて自己表現が苦手で、人とかかわりを持つタイプではなく、目立つ性格ではない（教職員①、教職員⑦証言）。

生徒Aは、生徒Bとの関係を非常に重視しており、生徒Bとの友人関係がうまくいかないあるいは家庭での進路のプレッシャーがあると体調不良や当該部の話がでる、また、生徒Aは、生徒Bが周りの生徒に対し、「生徒Aとは何ともないよ」という態度を取ることを気にしていた（教職員⑪、教職員⑤証言）。

- (4) 当該部内では、練習熱心で仕切ってまとめていた生徒C、生徒Dのグループと練習熱心とは言えず、うまくこなす生徒Bらグループに分かれており、生徒Aは生徒Bと仲が良く、一緒にいることが多いことから、生徒Bと同一グループとみられていた（生徒A、生徒B、生徒C、生徒D、当該部部員G証言）。

生徒Aは、練習などちゃんとやっていたが、生徒Bに合わせている感じであった（生徒C、生徒D、当該部部員G証言）。

生徒Bは、興味のある練習などはするが片づけはしない、練習に来ないなど練習熱心とはいえなかった（生徒B、生徒C、生徒D証言）。

- (5) 当該部内には、グループ対グループの対立があり（当該部部員G、当該部部員H、教職員①、教職員③、教職員④、教職員⑧証言）、生徒Aは生徒

- Bと同グループとみられてはいたが、生徒Aがグループの中心とみられてはおらず、生徒B対生徒C、生徒Dという構造と捉えられていた（当該部部員G、当該部部員H、教職員①、教職員⑤、教職員④、教職員⑩証言）。
- (6) 生徒A、生徒Bは、練習をやってはいるが認められないこと、いつも生徒C、生徒Dが指示を出すことに不満を述べていた（教職員⑧証言）。
- 生徒C、生徒Dは、当該部内で学年を仕切ることが多く、疎まれることがあった（当該部部員G、当該部部員H証言）。
- (7) 生徒Bは、部活の練習中に話をしていて先輩に怒られたことがあり（生徒B証言）、また、教職員⑧も注意をしたことがある（教職員⑧証言）。
- (8) 生徒C、生徒Dは生徒Bらの練習態度などに不満を持ち、生徒C、生徒Dが生徒Bに対し非難する発言などをしたことがある一方で、生徒Bも生徒C、生徒Dに対し非難する発言などを言い返している（生徒C、生徒D、生徒B、当該部部員G証言）。
- 生徒C、生徒Dは、先輩から目を掛けられていたこともあり、部活内では同学年の中で浮いた存在、疎まれた存在になり、また、生徒C、生徒Dに対する非難的発言もなされていた（生徒C、生徒D、当該部部員H、生徒B、教職員⑧証言）。
- (9) 生徒C、生徒Dは、当該部の先輩に指示されて、1年生の部活の練習態度について注意をすることがあった（生徒C、生徒D証言）。
- 生徒C、生徒Dは、先輩から1年の練習態度について報告を求められ、練習中に話をしている状態（お茶会の様な状態）を報告したことがある（生徒C、生徒D証言）。
- 先輩から、全員が怒られることはあった（当該部部員G、当該部部員H証言）。
- (10) 生徒Bは、生徒C、生徒Dから直接悪口などを言われたことはなく、いじめられているとの感覚もない（生徒B証言）。
- 生徒Bは、生徒C、生徒Dと距離があくなかで好き嫌いはあるので仕方がないと割り切っていた（生徒B、教職員⑩証言）。
- (11) 部活内では、1年生のころは、全体練習以外では、仲がいい者同士で練習することが殆どであり、2年時から真剣に練習をするために、仲がい

い生徒達だけでグループを作り練習をするのではなく、あまり仲が良くなさそうな生徒たちも混ぜてグループを作り、練習をしていたが、結局は仲がいい者同士で練習していた（生徒C、生徒D、生徒B証言）。

(12) 平成30年5月14日から同月25日までの間のいずれかの日（生徒A証言では1回）、部活の練習中、生徒C、生徒Dが、生徒Bの練習態度に対する不満を話すにあたり、ちゃんとやってくれない等と生徒Bを非難する発言、あるいは、具体的な内容は不明ではあるが生徒Aが悪口と解釈する生徒C、生徒Dの発言を生徒Aが聞いた（生徒A、生徒B、生徒C、生徒D証言）。

(13) 生徒Aは、生徒C、生徒Dの生徒Bに対する非難的発言あるいは悪口と解釈する内容の発言によりショックを受け、後日、生徒Bに対し、「生徒Bに対しての悪口をきくのがつらい」などと頻繁に話した（生徒A、生徒B証言）。

生徒Aは、生徒Bに対し、生徒C、生徒Dの発言の具体的内容を話してはいない（生徒B、教職員⑩証言）。

(14) 生徒Bは、平成30年6月15日、保健室において、教職員⑩に対し、生徒C、生徒Dから、「ちゃんとやれよ」とか悪口（悪口の具体的な内容は明らかではない）を言われる等話した（保健室記録、生徒B、教職員⑩証言）。

生徒B、教職員④、教職員⑩は、同日、保健室で話し合い、その後、教職員⑩は教職員⑧に話をした（教職員⑩、教職員④証言）。

本件については、部活内の人間関係のトラブルと判断され、部活内で解決を図る方向になった（教職員④、教職員⑨、教職員③証言）。

(15) 生徒Bは、教職員⑧に対し、4人での話し合いの場を設けるよう提案をした。この際、生徒Aも一緒にいた（生徒B証言）。

(16) 教職員⑧は、部員1人1人と個別面談を行った（生徒A、生徒C、当該部部員H、教職員⑧証言）。

生徒Dと生徒Bが、教職員⑧も存在する場で話し合いを行い、この際、生徒Dは、生徒Bに対し、「生徒Bが部活の時に話したから注意しただけなのに」と主張した（生徒B、生徒D証言）。

その後、生徒B、生徒C、生徒Dの3人で話をした方がいいのではない

かという流れになったが、これでは生徒B対生徒C、生徒Dの1対2になるとのことで、生徒Aを含めた4人で話し合いをすることになった（生徒B、生徒C、生徒D証言）。

- (17) 4人の話し合いの中で、生徒Aは、生徒C、生徒Dに対し、同人らが生徒Bの悪口を言っていた旨主張し、また、生徒Bも生徒Aから聞いたことを主張したが、生徒C、生徒Dはこれを否定した（生徒A、生徒B、生徒C、生徒D証言）。

4人の話し合いの中で、生徒Aは納得してはいなかったが、生徒B、生徒C、生徒Dは、お互いに勘違いさせたことを認め、生徒C、生徒Dの提案により、生徒B、生徒C、生徒Dは、相互に謝罪をした（生徒B、生徒C、生徒D証言）。

4人の話し合いでは、生徒Bを中心に話が進み、生徒Aは、多少は話したが、殆ど話をしていない（生徒A、生徒B、生徒C、生徒D証言）。

- (18) 当該部1年生の12～13人が円座になり話し合いが行われたが、この際生徒Aが存在したか否かは不明（生徒A証言では「覚えていない」）（生徒B、教職員⑧証言）。

この際、生徒Bは、「この後2年間もあるから、いがみ合っているより、仲良くなった方がいいんじゃないか」「頑張ろうよ」等と発言をした（生徒B、当該部部員H証言）。

- (19) 生徒C、生徒Dは、他の生徒らから、いじめている等といわれるようになった（生徒C、生徒D、生徒C・Dの友人I証言）。

- (20) 生徒Aの1年時の保健室利用は平成30年5月16日から12月20日までで26回、9月ころ逆流性食道炎と医師の診断を受けた（教職員①、教職員⑩証言、保健室日誌）。

- (21) 生徒Aは、平成30年5月16日以降の保健室利用の中で、当該部の話をしておらず、いじめの話も出ていない（教職員⑩、教職員⑦証言、保健室日誌）。

生徒Aから、1年時、当該部に関する相談、生徒C、生徒Dに関する相談はなく、生徒C、生徒Dに具体的な悪口を言われているとの話もなく、いじめがあったという話もない（教職員⑪証言）。

生徒Aの訴えとしては、気持ちが悪くて食べられない、胃がむかむかしているとのことで、クラスで嫌なことがあったか、原因はほかにあるかの問いに対し、特にないとの回答をしている（教職員①証言）。

(22) 教職員①が生徒Aと、時期は不明ではあるが学習支援室で話をした際、生徒C、生徒Dが怖い、生徒Aだけではなく他の部員がちゃんとやっているのにちゃんとやっていないと言われる旨話をした（教職員①証言、同旨教職員⑧証言）。

(23) 生徒Aは給食後体調を崩すことが多く、教職員①は、家庭と生徒Aの迎えに関する連絡を取ることが増え（教職員①証言）、教職員⑩は、生徒Aの保護者である母親に対し早退に関する連絡を取ることが多く（教職員⑩証言）、父親は、「甘えなんだよ」「もっと学校で頑張らせろよ」等と言ってはいたが、迎えには来ていた（教職員⑦証言）。

(24) 平成30年7月の家庭訪問の際の主たる話題は、体調不良で学業が遅れることであり、いじめや仲間のトラブル等の話は出ていない（教職員①証言）。

(25) 生徒Aは、両親に対し、平成30年7月の夏休みころ、生徒C、生徒Dからいじめられていることを伝えた（生徒A証言）。

生徒Aの母親は、教職員①に対し、生徒Aが当該部の仲間にきついことを言われて辛い思いをした。部活動の方でも話があると思うが、クラスでも様子を見てほしいとの連絡を受けた（時期不明）（教職員①証言）。

生徒Aは、教職員①に対し、クラスの人間関係は問題ない旨話をしていた（教職員①証言）。

(26) 平成30年9月ころ、生徒Aは、逆流性食道炎の疑いを医師から伝えられ、ストレスが原因と言われた。生徒A本人としては、ストレスはないが、父親から成績が10位くらいにならないとコンサートに行かせてもらえないと言われていること、友人と話すときに気を遣い疲れるという事を話している（平成30年9月10日の生徒Aの保健室記録）。

(27) 平成30年10月1日、生徒Aの父親から、授業中にトイレに行きづらいことから本人が教室に行きづらい旨の連絡があった（教職員④証言）。

(28) 平成30年10月9日の15分間面談の際、人間関係で悩んでいる旨の

話はなく、生徒Aの体調面の話、部活を休んでいるが復帰できるか否か、体調が悪い時の補習についての話があった（教職員①、教職員④証言）。

(29) 平成30年10月23日の両親との面談の中で、生徒Aは、教室は嫌い、部活はもっと嫌いと話しており、教室に入りづらい、教室は嫌だという生徒Aの話を受けて学習支援室登校を検討した（教職員①証言）。

(30) 平成30年11月の三者面談では、学習面の話が中心だった（教職員①証言）。

平成30年11月の保護者との連絡は、体調面の話、及び、学習面では塾に通うことも検討しているとの内容であった（教職員①証言）。

(31) 平成30年12月、生徒Aは生徒Bと一緒に登校していた（教職員①証言）。

学習支援室で当該部の話をすることはなく、生徒Aは給食後体調を崩し早退することが多かった（教職員①証言）。

(32) 平成31年2月の三者面談では、生徒A本人から生徒C、生徒Dと同じクラスにしないで欲しいとの訴えがあった（教職員①証言）。

(33) 生徒Aは、平成30年冬、親から、英語と数学の個別指導の塾に通わされていること、塾が長時間で辛い、でも行けと言われていることを話した（教職員①証言）。

(34) 1年時の学校生活アンケートに生徒Aに関するいじめの記載はない（教職員⑤証言）。なお、学校生活アンケートは、特段、いじめなどに記載がない場合、廃棄されている。

(35) 1年時、生徒A本人及び保護者からいじめられているとの主張はなかった（教職員①証言）。

生徒Aがいじめられているとの話は聞いたことがない（当該部部員G、生徒C・Dの友人I証言）。

(36) 生徒Aが欠席をし始めた頃の学年会では、生徒Aは胃腸が良くなく、授業中にトイレに行く、早退することがあると聞いた（教職員⑤証言）。

(37) 生徒Aは、1年の後半休み始めて、その後、部活に出なくなった（当該部部員H証言）。

(38) 教職員①から教職員②に対する1年時からの引継ぎの際、生徒Aの病気

のこと、当該部で生徒C、生徒D、生徒Bでトラブルがあったこと、欠席の原因について部活動などのトラブルがあったことが話された(教職員①、教職員②証言)。

- (39) 令和元年5月23日、リストカットをおこなった日時は不明であるが、生徒Aのリストカットが発覚した。

生徒Aは、教職員②、教職員⑤に対し、原因は家庭での勉強へのプレッシャー、精神的ストレスと病院で言われた。別の病院で胃カメラを飲んだ等話をしている(教職員②、教職員⑤証言)。

二者面談を行った際、部活のトラブルも原因の一つであることを話していた。何回目かの面談の中で、顧問の先生が何も対応してくれなかった、もやもやが残ってしまったと話していた(教職員②証言)。

生徒A本人及び保護者は、昨年のことなので掘り返したくない、先のことを考えると話していた(教職員②証言)。

- (40) 令和元年5月28日の面談時、父親から「うちの子も切り替えてやって欲しい」との発言があった(教職員②証言)。

生徒Aは、保護者がいると話をしていない(教職員⑤証言)。

- (41) 生徒Aが教職員②との間でやり取りをしていた学習支援室で記載していた令和元年11月から令和2年2月の間の一言日記には、体調不良の記載が散見されるが、生徒C、生徒Dの記載はなく、いじめに関する記載もない(生徒Aと教職員②のやり取りに関する書面)。

- (42) 生徒Aは、令和元年11月、当該部を退部した(教職員②証言、一言日記)。

- (43) 生徒Aと教職員②は、3日に1回程度で二者面談を行っていた(教職員②証言)。

- (44) 令和2年8月4日、生徒A及び両親が、生徒C、生徒Dから悪口を言われるとの主張がなされた。

6 認定困難事実

- (1) 生徒Aが主張する複数のいじめについて、以下の事実は、証拠上明らかではなく、または、生徒Aの主張と相反する証拠が存在することなどから、

具体的な事実認定をすることまではできない。

(2) 平成30年5月頃、当該部活動中、生徒C、生徒Dから悪口等の暴言をいわれたと主張する事実

ア 生徒A証言に照らしても暴言の具体的内容が明らかではない。

イ 生徒C、生徒Dが生徒Aを嫌っていた様子はなかった（当該部員G証言）。

ウ 生徒Aに対する悪口等の暴言を聞いたことがない（当該部員G、当該部員H証言）。

エ 「くさい」という言葉については、生徒Aがそう言われている気がすると言っていたことはあるが、直接聞いておらずニュアンスがわからない（生徒B証言）とのことから、明確に生徒Aに対して「くさい」と言ったのか明らかではなく、その具体的意味内容も不明である。

オ 生徒C、生徒Dの生徒Bに対する非難的発言は、練習態度に問題があった生徒Bに対するものであるところ、生徒Aや生徒Aと同グループの部員の練習態度は特段問題がないことから、同人らに対する特段の不満はなく、非難的発言をする合理的根拠がなく、また、生徒Aと同グループの部員に対する非難的発言の存在に関する証言はないことから、生徒C、生徒Dの発言は、あくまでも、生徒B個人に対するものであり、生徒Aに対し向けられたものではない。

カ 生徒C、生徒Dがきっかけで嫌な思いをした旨は聞いたが、当該部に関する相談の中で、生徒C、生徒Dに関する相談はなく、生徒C、生徒Dに具体的な悪口を言われているとの話もなく、いじめがあったという話もない（教職員⑩証言）。

キ 2人が誰か他の人を馬鹿にするようなことを言っていたことはない（生徒B証言）。

ク 生徒B、生徒C、生徒D、当該部員G、当該部員H、生徒C・Dの友人Iの各証言にも、生徒Aに対する暴言を認める証言はない。

(3) 大会の日（6月21日から同月23日までの間のいずれか）、駅のホームで、生徒C、生徒Dに対し挨拶をしたが、同人らから無視されたと主張する事実

ア 生徒Bは、生徒Aから、無視された話を聞いたことはない(生徒B証言)。
イ 駅のホームでの無視については、聴取時に初めて聞いた(当該部部員G、当該部部員H証言)。

ウ 生徒Aの訴え以外に具体的な証拠がない。

(4) 部活の筋トレ中、部室前の廊下で、一人でいた緘黙の友人に話しかけたら、生徒C、生徒Dが先輩に言いつけて、先輩から「しゃべるな、遊ぶな」と、事実確認することもなく怒られたと主張する事実

ア 練習中に先輩が1年生の練習態度に対し怒ったことはあったが、生徒C、生徒Dが、先輩に1年生の練習態度の報告を求められ報告したものであり、虚偽の内容を報告したわけではない。

また、先輩の発言は、特定の者が、特定の友人と話していたことに対する発言ではなく、1年生全体の練習態度に対するものである。

イ 先輩や一年生同士で言いあっていたことから(生徒B証言)、一方的に怒られたかどうかは明らかではない。

ウ 生徒B、生徒Aは、片付けの際、前髪をチェックしていたことで先輩から怒られたことはあるが(当該部部員H証言)、生徒Aが主張する理由や経緯ではない。

(5) 部活で使用する道具を受け取ろうとしたら、目の前に叩きつけられるように落とされ、早くしてと言われたと主張する事実

ア 生徒Bは、生徒Aから話を聞いていない(生徒B証言)。

イ 生徒C、生徒Dは、先輩から怒られた時などイライラしていた時、部活で使用する道具を乱暴に扱う場面もあり、(当該部部員G、当該部部員H証言)、生徒Aが誤解した可能性はある(当該部部員H証言)。

(6) 部活の集合時間を伝えられず遅れたことがあったと主張する事実

ア 部活の連絡方法は、(一)連絡網、(二)顧問から全員が集合しての口頭連絡、(三)顧問から部長が聞いた内容を集合した部員に連絡する方法がある(当該部部員E、教職員⑥証言)。

イ 連絡網は使われており、連絡は回っており、不具合等はなかった(生徒B、当該部部員F証言)。

連絡網は使われており、集合時間の変更は伝えられていた(生徒B証言)。

ウ 集合時間を伝えなかった人物が生徒C、生徒Dかどうか特定できないとともに、生徒Aが部活を欠席したことで、上記連絡方法の(二)(三)による連絡方法が伝わらなかった可能性がある。

(7) 以上のとおり、生徒Aが主張する事実のうち、上記各事実についてはこれを認定することは困難と判断した。

しかし、上記「5 認定事実」の中の各認定事実を踏まえれば、それほど人数の多くはない部活内においてグループの対立が存在し、相互に他方グループに対し反感を持っていたこと、特に生徒C、生徒Dと生徒Aと仲が良い生徒Bとの間でトラブルが存在したことを考えれば、一方グループに属する者が、他方グループの者によって取られた言動により、誤解であったかもしれないが、嫌な思いをしたこと、あるいはショックを受けたであろうことは推測できる。

7 「いじめ」該当性について

(1) 生徒Aが主張するいじめの事実の関係では、平成30年5月14日から同月25日までの間のいずれかの日(生徒A証言では1回)、部活の練習中、生徒C、生徒Dが、生徒Bの練習態度に対する不満を話すにあたり、ちゃんとやってくれない等と生徒Bを非難する発言、あるいは、具体的な内容は不明ではあるが生徒Aが悪口と解釈する生徒C、生徒Dの発言を生徒Aが聞いたとの事実は認めることができる。

そこで、認定した事実(行為)が、「いじめ」に該当するか、すなわち、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」であるか否かを検討する。

(2) 上記認定事実において、生徒C、生徒Dは、生徒Aに関する非難的発言ないし悪口を、直接生徒Aに言ったわけではない。

このため、本件は、生徒Aが、生徒C、生徒Dから、直接的に非難的発言あるいは悪口を言われたという、比較的「いじめ」該当性が認められやすいケースではない。

また、生徒C、生徒Dの生徒Bに対する発言は、生徒Bの練習態度に起因する発言であり、練習態度について何ら問題がない生徒Aに対し非難的発

言等をする理由がない。また、生徒Bと同グループにいた部員に対する非難的発言等に関する証言はないことを考えれば、生徒C、生徒Dの発言はあくまでも生徒B個人に対するものであり、同グループに属するメンバーに対するものではない。

- (3) 当該部内には、生徒C、生徒Dらの練習熱心なグループと生徒Bらのあまり練習熱心ではないグループが存在し、練習熱心であった生徒C、生徒Dは、生徒Bの練習態度に対し不満を有しており、部活の先輩や顧問も生徒Bの練習態度に対し叱ったり注意をしたりしていた状態の中で、生徒C、生徒Dは、生徒Bの練習態度に関するに非難的発言等をしている。そして、生徒C、生徒Dも、生徒Bに対する非難的発言をするにあたり口調が厳しくなった可能性があることは想定できる。

生徒Aは、生徒C、生徒Dの発言を生徒Bに対する悪口と解釈主張しているが、具体的発言内容は生徒Aからも生徒Bからも明らかになっていないことから具体的に悪口があったとまでは判断することができない。このため、生徒C、生徒Dが、生徒Bに対し悪口を言ったと判断することはできない。

このような事実を考えれば、部活の場において、練習熱心な生徒C、生徒Dがあまり練習熱心ではない生徒Bに対し、同人の部活に対する態度に関し非難的発言をすること自体は考えられることである。

しかし、生徒Bは、生徒C、生徒Dの非難的発言により、「いじめ」られたとは考えていないことから、生徒C、生徒Dによる非難的発言を生徒Bに対する「いじめ」と捉えることはできない。

- (4) ア 生徒Aと生徒Bは、幼稚園生からの幼馴染であり、毎日一緒に登校するなど親密であり、かつ、生徒Aは生徒Bとの関係を重視していた一方で、生徒Aには中学校に入ってから新しい友人が殆どいなかったことを考えれば、生徒Aにとっては、生徒Bが極めて重要で大切な存在だったと判断することができる。

部活は、複数のグループに分かれ、グループ同士の対立があったことから、生徒Aにとっては、部活も安心して身を置く場にならなかったと判断することができる。

そうすると、生徒Aの必ずしも広いとは言えない交友関係の中にあつて、安心して交友関係を維持発展することができる幼馴染の生徒Bの存在は極めて重要であったと判断することができる。

そして、生徒Aは、練習態度が問題ない存在でありながら、生徒Bと同一グループに属すると判断されていたとの事実から、他の部員も、生徒Aと生徒Bは仲が良く、親密であるとの認識を有していたと判断することができる。

イ 上記のとおり、生徒Aと生徒Bは親密な関係にあり、特に、生徒Aにとっては生徒Bの存在は極めて重要であり、他の部員もこのことは認識していた。

そして、生徒C、生徒Dの生徒Bに関する非難的発言は、生徒Aにとって重要な存在である生徒Bに対する非難的発言であり、それが生徒A本人に関する非難的発言ではないにせよ、生徒Aにとっては不快に感じる事柄であったことは想像に難くない。

また、このことは、生徒Aが、生徒C、生徒Dの発言にショックを受け、生徒Bに対し、「生徒Bの悪口をきくのがつらい」と頻繁に話していたという、生徒Aの事後的態度を見ても、生徒Aにとっては相当程度にショックな出来事であったと判断することができる。また、生徒Aが生徒C、生徒Dの生徒Bに対する非難的発言などを聞いたのは1回ではあるが、その後、生徒Bに、頻繁に「生徒Bの悪口をきくのがつらい」と言っていたことを考えれば、そのショックが継続する出来事であったと判断することができる。

特に、生徒Bは、生徒C、生徒Dに対し非難や悪口を言える性格であったが、生徒Aにとってはこれが困難な性格であったと認めることができることから、生徒Aは、生徒Bと異なり、生徒C、生徒Dの非難的発言等に対し反論を言い返すことが困難であり、直ちに気持ちの整理を付けられる状態になかったと考えられ、結果、ショックが継続したと考えられる。

ウ このように、生徒C、生徒Dが生徒Bに対し非難的発言等をした行為は、生徒Aにとっては親密な関係にあり特に重要な存在である者で

ある生徒Bに対する非難的発言等であり、このこと自体がショックを受ける出来事であったばかりではなく、生徒Aの性格も相俟ってショックが継続する出来事であったと判断する。

エ よって、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」に該当する。

- (5) 以上より、平成30年5月14日から同月25日までの間のいずれかの日（生徒A証言では1回）、部活の練習中、生徒C、生徒Dが、生徒Bの練習態度に対する不満を話すにあたり、ちゃんとやってくれない等と生徒Bを非難する発言、あるいは、具体的な内容は不明ではあるが生徒Aが悪口と解釈する生徒C、生徒Dの発言を生徒Aが聞いたという行為は、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」に該当するものであり、「いじめ」に該当する。

第5 生徒Aの不登校に関する考察

1 はじめに

不登校の原因は一様ではなく、本人に尋ねても明確な答えを見出せない状況がよくある。

不登校を経て自分らしい生活を取り戻した子どもたちの中には、「いつしか周りに合わせる事が難しく感じるようになったから」と振り返る者も少なくない。その場合、元来まじめで周囲に気を遣い、人前で自分の意見を言うことに抵抗感や恐れを抱くなど、自己主張することが苦手なタイプも多い。

平成28年7月 不登校に関する調査研究協力者会議による「不登校児童生徒への支援に関する 最終報告」^{注1}には、『不登校の要因や背景としては、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、更にその背後には、社会における「学びの場」としての学校の相対的な位置付けの低下、学校に対する保護者・児童生徒自身の意識の変化等、社会全体の変化の影響が少なからず存在している。』とある。

上記認識に立てば、不登校生徒の状況把握には成育歴や家庭状況、かかりつけ医師へのヒアリングや親類、地域の知人といった学校以外の人間関係に関するヒアリング等を丁寧に行う必要があるが、これはいじめ調査の範囲を超える。そこで今回は、いじめに関する調査から知り得た内容を元に、推測の域を超えることはできないが、生徒Aの不登校及びその周辺状況について、また今後の支援に関する考察を加える。

2 部活動内における飛躍的な人間関係の複雑さについて

中学校の部活動における人間関係は、大人の目の届きにくい環境下にある。思春期世代として大人が子どもらに集団における自治的側面を任せ始める。しかし新1年生の子どもにとっては、新たな環境への適応に試行錯誤する中、小競り合いに翻弄され易い状況となる。今回のエピソードは、心理的な自立が確立するかしないかという女子中学生の、互いの関係性が不安定な状況下で生じている。人間関係は、個人の好悪の感情以外に同輩、先輩や部活動という組織内での価値などにも目を配る必要が生じ、安易に大人を頼ることや逃れることもできず、小学生時代に比して一気に複雑となる。部内に小グループが生まれ、競争関係や序列が生まれることも珍しくない。ライバル関係にあるグループ間では、個人的には悪意は無くとも厳しい態度を示されるこ

ともある。それまで兄弟関係や年長の子どもらとの関係に揉まれたことの少ない子どもにとっては、戸惑いも大きい。暗黙のルールを読み取ったり、うまく立ち回ったりすることに不慣れで、圧倒される場面も少なくない。

3 生徒Aの抱えた辛さについて

生徒Aは5月半ば以降、気持ちの悪さや腹痛で保健室を訪れ、6月から月に1回程度の早退を始めている。当該生徒の聞き取りから、不快な出来事も5月の半ば以降に生じており、後に医師から「逆流性食道炎」の診断とストレスによるものと見立てを得ていることから、部活での人間関係がストレス要因の一つであることは推察される。

生徒Bも5月半ば以降に保健室を訪れ、6月15日には「生徒C、Dから悪口を言われた」と養護教諭に伝え、顧問や学年主任に相談することを告げている。その後養護教諭が部活内の雰囲気の悪さを確認し、生徒B自身の求めもあり、顧問が対応することに繋がった。

聞き取りによると、生徒Bは生徒Aとの会話の中で「部活関係で行くのが怖い」と告げていることから、生徒Bも部活にストレスを感じていたことが伺えるが、必ずしも受け身のままではおらず、「(悪口を)言うなら、直接言ってもらいたい」と生徒Aに告げたり、養護教諭等に悩みを相談したり、顧問に話し合いの機会を求める等の対処をとっていた。

生徒Aは、聞き取りによると1年時担任と1年時養護教諭に部活での不快な出来事を話したとされるが、1学期に担任が体調不良の原因について尋ねた場面でも部活によるストレスは語っていない。9月10日保健室の記録によると、体調不良の原因に関して「ストレスは無い」「強いて上げれば父親に成績のことを言われること」、「友達に気を遣って疲れる」ことを上げており、ここでも部活との関連を明確には伝えていない。

生徒Aは7月に母親に悩みを伝え、母親は担任に「部活の仲間にきついことを言われて辛い思いをした」と伝えているが、「いじめ被害」という訴えはされず、生徒・保護者双方からのアンケート調査にも記載はなかった。

顧問は「話の合わない4人」として生徒4人での話し合いをさせている。生徒Bによれば、生徒C、Dの言動に納得の行かぬ生徒A、Bとの話し合いであるが、顧問は場を設けてその場を去ってしまい、冷静な対話はできていない。また生徒C、Dは生徒Aに対して不満を述べた意図は無く、二人にと

って生徒Aは、生徒Bの「付き添い」という認識であった。これは各教諭の認識（トラブルは主に生徒B対生徒C、D間で生じている）とも一致する。

4人の話し合いは生徒B、C、Dによる互いの謝罪で終わる（生徒Bにも不満は残ったが、ある程度の割り切りができていた）が、生徒Aにはわだかまりが強く残っていたことが、その後の発言で推察される。併せて一年生一同の話し合いにも生徒Aは参加した覚えが無く、生徒Aは他の部員とも認識のずれ（顧問によると、折り合いをつけたことになった）を来すことになった可能性がある。

生徒Aは2学期になって担任や相談員等に「Cさん、Dさんが怖い」と苦痛を口にするようになるが、その時点で生徒Aは生徒C、Dとの接触は少なく、主観的訴えのみでは、周囲に辛さを理解してもらえずにいたと思われる。部活内の人間関係で生じた対人的な恐れや悔しさを交えた複雑な心情(心的外傷^{注2})は、トラブルの構造的な理解や文脈に沿った理解が必要となり、生徒自身の性質や自尊感情とも関連する内容であるだけに、生徒一人で折り合いをつけるには困難な状況であったと推察する。また、共に不快な経験をしながらも割り切って前に進もうとする生徒Bとの間には情緒的な温度差が生まれ、次第に孤独感を覚えることになって行った可能性もある。

学校では体調不良が心配され、家庭では勉強の遅れが懸念されている。9月からは塾に通うこととなり、「個別指導の塾で長時間であったのでつらい。」「コマ数が多く全部に出られない」と担任、相談員にそれぞれ伝えていることから、塾に通うようになったこともストレス要因になっていたことが推察される。聞き取り時にも＜あなたが不安や調子が悪い時など苦痛を感じている時、ご両親はどんな対応をしていますか＞に対して、「がんばれと言われる」「とりあえず学校に行ってと言われる」と答えている。これに対して生徒Aは「それどころじゃない」「行きたくない」などと主張せず、＜ご両親に対して複雑な気持ちになったことはありますか。＞の問いに対しても「ない」と答えており、不快な気持ちや苦痛を自覚しないように抑え込んでいたことが推察される。

4 ストレスへの対処と支えについて

10月に医師から「不登校の傾向」と指摘されたことから、この時点で生徒Aの身体的不調がストレスによるものとの見立てがあったと伺える。保護

者からは担任に「部活の人間関係ではないか」と伝えられるが、既に事態は部活の場面から生徒Aの心の内に移行しており、まずは不調を抱えた生徒Aに寄り添い、負荷を軽くする策を共に考える中で、生徒Aの孤独感や傷ついた自尊感情の回復を目指すことが望まれていたものと思われる。11月頃生徒Aが相談員に語る内容は、主に生徒Bとの関係維持と家庭での進路上のプレッシャーであった。生徒Aは心理的負荷を抱えながら、友人関係や学業維持に消耗していた可能性が認められる。生徒Aが聞き取り時に持参した絵本が、当時の生徒Aの孤独感を如実に表現しているものと考えられる。

生徒Aの体験に寄り添うためには、家庭と学校の双方が課題を共有し、生徒Aの心情に沿った支援を協働することが求められていたと推察する。

ストレスが本人に与えるダメージの強さは、ストレス要因の重さ×時間／ストレスへの耐性＋支援体制である。ストレス耐性は、自ら乗り越えられた経験によって培われ、自己主張すること、援助を求めることが支援を寄せて、課題を乗り越えることに繋がっていく。同じストレスに曝された場合にも、早期に自己対処ができ、助けを求めることが出来るとその後のダメージは軽減されることが知られている。

子供の成長には家庭、学校、周囲の人間関係からの支援が必要であるが、大人の価値観に疑義を抱くようになる思春期には、仲間や先輩・後輩などとの関係が大きな意味を持つ。

生徒Aにとって部活のトラブルが衝撃の一つであったことは間違いないが、その後の対処策に拡がりを見いだせず、受け止めに修正がなされないことで、仲間との認識のずれに繋がり、自信喪失や孤独感を抱えてダメージが一層深刻になって行った可能性が大きい。事実、今回の生徒Aの自己主張には、2年間の成長という要素はあるにせよ、「学習支援室の友人、アイドル、相談員」といった新たな心の友の支えが重要であったことを本人持参の絵本が示している。

5 不調の訴えや不登校の背景にあるもの

総じてみると、生徒Aは生徒Bを巻き込む部活内の人間関係に衝撃を受け、生徒Bの主張で夏頃に対話の場を持つことはあったものの、わだかまりを胸中に抑え込み、身体的不調を抱えるようになった。生徒Bも当初は苦痛を覚えたものの、比較的早期から自己対処及び多様な見方ができており、早めに

部活との心理的距離をとるようになっていた。生徒Aが頻繁に生徒C、Dのことを発言するようになった頃には、生徒Bは前向きに進もうとしており、生徒Aには頼りとなる友人を失う不安や寂しさも感じ始めていたと推察される。

生徒Aの聞き取りによると、不快な体験はいずれも1年時の5月～6月間のことである。夏休み以降は生徒Aも部活を休みがちとなっており、新たな出来事は無かった。その反面、部活も教室にも参加しづらい状況となった生徒Aは、仲間との関わり自体が希薄になっていた可能性が推察される。2年時に自傷行為が発見された時点でも部活での不快な体験を語っているところから、当時の傷つきが癒されぬままであることが伺えるが、保護者も生徒Aも「掘り返したくない」と述べ、担任としても心の傷に焦点化したアプローチが取りづらい状況であったと推察される。

その一方で、3年時の学習支援室利用にかかる生徒Aの理由書を見ると、傷つきに伴う痛みが溢れ出ていることから、「掘り返したくない」は、生徒Aの本意でなかったことが分かる。

生徒Aにとって、不快な体験に折り合いをつけられず、対人関係に不安を抱えたまま長らく孤立せざるを得なかった状況こそが大きな痛手になっていたと推察される。

6 いじめ被害の訴えについて

3年時の6月、学校で学習支援室の許可制が決まった。教室に入りたくても入れない学習支援室利用者にとっては、「許可願」の申請自体が葛藤を孕むものであったと推察する。本来、制度変更の際して丁寧な説明が求められるが、それが十分になされていたかどうかは怪しい。折しもコロナ禍で前例のない事態（学校の休業による学習の遅れや進路の不安を抱きやすい状況であった）に中学3年生を迎えた生徒A及び保護者にとって、負担が大きかったと推察される。

さらに8月1日、塾でのオンライン授業で生徒Aは生徒Cと対面する事態となり、これが一年時から抱える心の傷を想起する引き金となったことは間違いない。ここに来て初めて「いじめ被害（他責の念）」という訴えとなったことには、そうした行き場を失う不安や心の傷に直面せざるを得ないという切羽詰まった感情と深く関連しているものと推察する。

7 今後に向けて

冒頭に述べたように、不登校となった要因は一概には語れない。客観的事実ひとつをとっても受取によってその後の影響は大きく変わる。個人の受け取りには、元来の性質や健康状態、それまでの経験知、環境から得られる支えなど様々な要素が相互に影響している。

今回はいじめの有無を中心に調査を行っていることから、限られた情報収集にとどまり、不登校の主たる要因の考察には到底たどり着けない。

今回の被害の訴えにより、生徒Aの心の傷を抱えた文脈のいくらかは明らかになったとしても、生徒Aが対人的場面での安心感を取り戻し、自尊感情を回復するには至っていない。高校生活では、中学生以上に大人の目が届きにくい状況となる。進学後も新たな環境における対人的ストレスの対処法を習得しつつ、心のケアについて継続して学ぶ機会を確保することが望まれるものと考ええる。

注1) 引用文献：「不登校児童生徒への支援に関する 最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」平成28年7月 不登校に関する調査研究協力者会議 p 4 より引用

注2) 心的外傷：外的内的要因による肉体的及び精神的な衝撃（外傷的出来事）を受けた事で、長い間それにとらわれてしまう状態で、また否定的な影響を持っていることを指す。

第6 本委員会からの提言

1 「いじめ」の定義の共通理解の徹底

学校生活の中で日常的に起こる生徒同士の様々な事象の中から、「いじめ」ではないかということを知覚することは容易ではない。学校及び教職員は常に、いじめ防止対策推進法第2条「いじめ」の定義をしっかりと認識し、学校教育のあらゆる場面で、生徒等の心身の状況を把握しながら教育活動を推進して欲しいと考える。本人の訴えがなかったとしても生徒等の言動等から些細なサインを察知し、早期発見・早期対応に繋げることは可能である。日々の生徒等との交流の中でその技術を磨くことが大切である。

本委員会では、訴えの一つ一つについて、関係者の面接調査の内容の確認について、常に「いじめの定義」を拠り所とし、検討を重ねてきた。

学校教育の中でいじめ防止の中核となる生徒指導・教育相談組織等の運営に当たっては、思春期特有の心理状況等の把握を含め、いじめの定義の共通理解を図るための定期的な教職員研修が必要である。また、個々の教職員の更なる指導力向上が求められている。

2 きめ細かな生徒理解に基づく組織的体制の構築

本件の検証を通じて、個々の教職員と当該生徒との関わり方は、基本的には生徒に寄り添い、当該生徒の学校生活での改善を図ろうとする指導が行われていたと捉えることができる。しかしながら、教職員組織としての当該生徒への指導を考えると、以下の課題が考えられる。

- ・ 教職員の生徒に寄り添う姿勢は様々な場面で感じられたが、内面的なところにさらにアプローチすることができなかったこと
- ・ 「逆流性食道炎」という診断を受け、当該生徒の体調不良の要因を保護者との連携のなかで深く理解することができなかったこと
- ・ 養護教諭や担任の関わりの中で、部活動担当教員が中心となり問題解決を図ったが、学年会や生徒指導委員会等で取り上げるなど、さらなる組織的な対応ができなかったこと

体調不良を理由に保健室を利用する回数が増え、早退等も増加した。その時点で、保護者と連携し、本人の心の痛みに寄り添うことができていたとす

れば、今回の訴えには至らなかった可能性はある。

3 いじめ防止基本方針の実効的な策定と活用

当該中学校におけるいじめ防止基本方針は既に作成され、ホームページ上掲載されている。この基本方針を定期的に見直す機会を設け、在籍する生徒間の人間関係や実態を考慮し、方針の見直しや修正、教職員間の共有の機会が必要である。

- ・いじめ防止基本方針の定期的な見直しの必要性
- ・いじめ防止基本方針の徹底と点検のためのシステムの構築
- ・いじめ防止に組織的に取り組むための校内システムの構築

4 「学習支援室」の運用に関して

中学校の教職員・スタッフは、設置学級数を基準として定数配置される県費負担教職員、生徒指導等の加配措置により採用される教員、また、市独自で採用される支援員、相談員などで構成されている。

「学習支援室」の設置は、当該中学校における独自の取組である。何らかの理由により学級に馴染めず、学級での授業に参加できない生徒のために設置された教室である。現在の教職員の数で、通常の学級以外に「学習支援室」を設け、常時教員を配置して運営することは困難である。生徒に心の安らぐ場所を提供しようという学校の思いと、保護者の受け止める、教室を離れて学習が可能な場所としての「学習支援室」とは大きな違いがある。設置目的や利用の約束等、生徒及び保護者への説明には十分な配慮が必要である。

当調査委員会は、以上のことを学校に対する提言とする。

令和２年度
桶川市いじめ調査委員会名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	菅原 啓高	あおば総合法律事務所	県弁護士会
2	加藤 洋子	埼玉県立精神保健福祉センター	県臨床心理士会
3	平尾 良雄	ひらお内科クリニック	桶川・北本・伊奈地区 医師会
4	町田 哲夫	二松學舎大学	学校経営経験者
5	高橋 均	埼玉福祉保育医療専門学校	埼玉県社会福祉士会